

洞爺湖町中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援補助金活用事業者 支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小・小規模事業者が北海道の中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援補助金（以下「道補助金」という。）を活用して新分野展開や新商品開発、各種販売促進に取り組む場合の自己負担の一部に対して予算の範囲内で支援金を交付することに関し、洞爺湖町補助金等交付規則（平成18年洞爺湖町規則第30号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる事業者（以下「支援対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 町内に事業所を有する事業者
 - (2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当するもの
 - (3) 道補助金の交付額の確定を受けたもの
 - (4) 支援金の交付を受けた後においても事業継続の意思があること。
- 2 前項に定めるもののほか、町長が必要と認める支援対象者にあつては、支援金を支給できるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる事業者は支援対象者としなない。
- (1) 洞爺湖町暴力団排除条例（平成24年洞爺湖町条例第18号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団及び暴力団員
 - (2) その他町長が不相当と認める事業者

(支援金の対象経費)

第3条 支援金の対象経費は、新分野展開等の事業を実施するために必要な経費のうち、道補助金の補助対象経費とする。

(支援金額)

第4条 支援金の額は、次のとおりとする。

- (1) 道補助金のうち新事業展開枠を活用した場合は補助対象経費の6分の1以内とし、上限は250,000円とする。
- (2) 道補助金のうち販売促進枠を活用した場合は補助対象経費の6分の1以内とし、上限は75,000円とする。
- (3) 道補助金のうち経営改善枠（原油価格・物価高騰等影響枠）を活用した場合は補助対象経費の6分の1（100円未満切り捨て）に補助対象経費の

3分の2（1,000円未満切り捨て、上限1,000,000円）を加えた合計額から北海道から交付決定を受けた道補助金額を控除した額とし、上限は250,000円とする。

- (4) 道補助金のうち販売促進枠（原油価格・物価高騰等影響枠）を活用した場合は補助対象経費の6分の1（100円未満切り捨て）に補助対象経費の3分の2（1,000円未満切り捨て、上限300,000円）を加えた合計額から北海道から交付決定を受けた道補助金額を控除した額とし、上限は75,000円とする。

2 前項の規定により算出した額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（支援金の交付申請）

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、洞爺湖町中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援補助金活用事業者支援金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、申請は郵送による提出を原則とする。

- (1) 道補助金に係る補助金額確定通知書の写し
- (2) 道補助金実績報告書の写し
- (3) 振込口座の通帳の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類。

2 支援金の交付申請は、1事業者当たり1回限りとする。

3 支援金の交付申請は、令和5年2月28日までとする。

（支援金の交付決定等）

第6条 町長は、前条の交付申請書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、適当と認めるときは、洞爺湖町中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援補助金活用事業者支援金交付支援金交付決定通知書（別記様式第2号）により通知し、支援金を交付するものとする。

2 町長は、支援金の交付をしないことを決定したときは、洞爺湖町中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援補助金活用事業者支援金交付支援金不交付決定通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（支援金の取消し）

第7条 町長は、支援対象者がこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく町長の処分に違反したとき、又は虚偽の申請その他不正な行為があったときは、支援金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(支援金の返還)

第8条 町長は、支援金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金の交付がされているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第5条の交付申請及び第6条の交付決定等、第7条の支援金の取消し並びに第8条の返還の規定については、同日後もなおその効力を有する。